

「要支援1・2」の方が利用できるサービス

「要支援1・2」の方は、要介護状態が比較的軽度で、状態の維持・改善の可能性が高いため、より「自立支援」を目的としてサービスが提供されます。つまり、日常生活上の支援を行うだけでなく、体を動かしたり食事内容を見直したりすることで、より活発な日常生活を送れるようになることを目指した内容となります。この目的をご理解いただいていないと「せっかくヘルパーさんを頼んだのに、ちゃんとしてくれない」といった誤解が生じかねませんので、ご注意ください。また、サービス提供後には、サービス提供事業所とあんしんすこやかセンターが介護予防の効果を評価します。

■ 自宅で利用するサービス

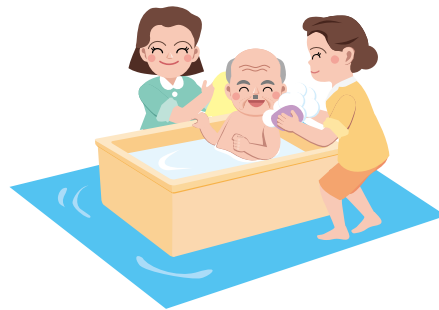
● 介護予防 訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車で自宅を訪問して、入浴の介助などを行います。

介護報酬の単位数（一例）

1回につき852単位

※全身入浴が困難で、清拭または部分浴を実施した場合
→所定単位数の90/100



● 介護予防 訪問看護

看護師などが自宅を訪問して、療養上の世話または必要な診療の補助を行います。

介護報酬の単位数（一例）

指定訪問看護ステーションの場合

20分未満	302単位
30分未満	450単位
30分以上1時間未満	792単位
1時間以上1時間30分未満	1,087単位

病院または診療所の場合

20分未満	255単位
30分未満	381単位
30分以上1時間未満	552単位
1時間以上1時間30分未満	812単位

※夜間・早朝加算→25%加算、深夜加算→50%加算



● 介護予防 訪問リハビリテーション

自宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士の訪問による短期・集中的なリハビリテーションを行います。

介護報酬の単位数（一例）

1回につき307単位

※短期集中リハビリテーション実施加算→200単位/日
(退院・退所日または認定日から3か月内で1週につきおおむね2日以上実施)



P.4

介護保険の
しくみ

P.6

加入者と
保険証

P.8

保険料の
しくみ

P.13

介護保険による
サービスの利用

P.41

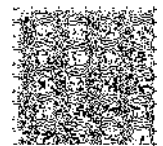
介護保険外の
サービス

P.42

介護保険サービス
の利用にあたって

P.43

相談窓口



● 介護予防 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが家庭を訪問して、療養上の管理や指導を行います。

介護報酬の単位数（一例）

医師が行う場合

同一建物居住者以外—— 514単位 ※月2回限り

医療機関の薬剤師が行う場合

同一建物居住者以外—— 565単位 ※月2回限り

薬局の薬剤師が行う場合

同一建物居住者以外—— 517単位 ※月4回限り（注）

（注）ただし、がん末期の患者等は、薬局の薬剤師が行う場合、1週間に2回かつ、1か月に8回が限度です。



P4

介護保険の
しくみ

P6

加入者と
保険証

P8

保険料の
しくみ

P13

介護保険による
サービスの利用

P41

介護保険外の
サービス

P42

介護保険サービス
の利用にあたって

P43

相談窓口

■ 施設に通って利用するサービス

● 介護予防 認知症対応型通所介護

認知症の高齢者が、小規模で家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練などを受けます。

介護報酬の単位数（一例）

併設型の場合（特別養護老人ホームなどに併設されている施設）

主な所要時間	要支援1	要支援2
3時間以上4時間未満	428単位	475単位
4時間以上5時間未満	448単位	497単位
5時間以上6時間未満	666単位	742単位
6時間以上7時間未満	683単位	761単位
7時間以上8時間未満	771単位	862単位
8時間以上9時間未満	796単位	889単位

※所要時間

2時間以上3時間未満
3時間以上5時間未満の63%
9時間以上10時間未満 50単位加算
11時間以上12時間未満 150単位加算
13時間以上14時間未満 250単位加算

※個別機能訓練加算（I）→27単位/日

※入浴介助加算→40単位または55単位/日

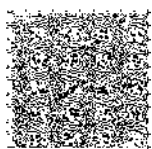
● 介護予防 通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設などで、介護予防を目的としたリハビリテーションや利用者の目標にあわせた選択的なサービス（運動機能向上、栄養改善、口腔機能の向上）を提供します。

介護報酬の単位数（一例）

要支援1 1月につき 2,053単位 要支援2 1月につき 3,999単位

※運動器機能向上加算 → 225単位/月 ※事業所評価加算 → 120単位/月
※栄養改善加算 → 200単位/月



■ 短期間施設に入所して利用するサービス

● 介護予防 短期入所生活介護 (ショートステイ)

特別養護老人ホームなどに短期間入所し、日常生活上の支援や介護予防を目的とした機能訓練などを受けます。



介護報酬の単位数 (一例)

併設型の相部屋 (多床室) の場合
(特別養護老人ホームなどに併設されている施設) (1日につき)

要支援1 446単位 要支援2 555単位

※送迎加算 (片道につき) → 184単位

※原則として、認定有効期間の概ね半分の日数を超える利用はできません。また、連続利用は最大30日までです。

● 介護予防 短期入所療養介護 (ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所し、日常生活上の支援や介護予防を目的とした機能訓練などを行います。



介護報酬の単位数 (一例)

介護老人保健施設の相部屋 (多床室) の場合
(1日につき)

要支援1 610単位 要支援2 768単位

※送迎加算 (片道につき) → 184単位

※個別リハビリテーション実施加算 → 240単位/日

※原則として、認定有効期間の概ね半分の日数を超える利用はできません。また、連続利用は最大30日までです。

■ 生活環境を整えるサービス

● 介護予防 福祉用具貸与

歩行補助つえなど、自立支援のための福祉用具を貸し出します。

※一定の例外となる方を除き、車いす (付属品を含む)、特殊寝台 (付属品を含む)、床ずれ防止用具及び体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置 (尿のみを自動的に吸引するものを除く) は対象外となります。

介護報酬の単位数 (一例)

実際にかかった費用

※品目、レンタル事業者により異なります。

● 特定介護予防 福祉用具販売

自立支援のための特定介護予防福祉用具を購入する費用の一部を支払います。

〔腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部分、排泄予測支援機器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分〕

※都道府県知事 (政令市、中核市は、当該市長) が指定した販売事業者からの購入に限ります。

サービス費用と利用者負担

1年 (4月～翌年3月) あたり、購入費用上限10万円の9割 (または8・7割) 支給します。

※いったんは、全額を負担していただきます。

● 介護予防 住宅改修

自宅の手すりの取付けや段差解消などの工事費用の一部を支払います。

※**着工前**にお住まいの区役所・北須磨支所介護医療係 (北神区役所は市民課窓口係) への「事前申請」が必要です。

なお、神戸市独自の助成・貸付制度もあります。(P41 参照)

サービス費用と利用者負担

同一被保険者、同一住所地で、改修費用上限20万円の9割 (または8・7割) 支給します。

※いったんは全額を負担していただくことが原則ですが、一定の条件を満たせば、はじめから費用の1割 (または2・3割) の支払いで済む方法もあります。

介護保険の対象となる住宅改修の種類

- ① 手すりの取付け
- ② 段差の解消
- ③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ④ 引き戸等への扉の取替え
- ⑤ 洋式便器等への便器の取替え
- ⑥ ①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

P.4
介護保険の
しくみ

P.6
加入者と
保険証

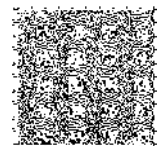
P.8
保険料の
しくみ

P.13
介護保険による
サービスの利用

P.41
介護保険外の
サービス

P.42
介護保険サービス
の利用にあたって

P.43
相談窓口



■ その他のサービス

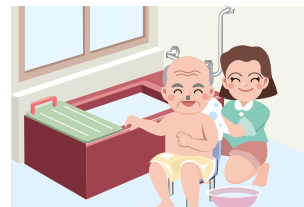
● 介護予防 特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホームなど）

有料老人ホームなどに入所している方に、日常生活上の世話や機能訓練及び療養上の世話を提供します。

介護報酬の単位数（一例）

要支援1 1日につき——182単位 要支援2 1日につき——311単位

※家賃、光熱水費、食費などは別途必要です。



● 介護予防 小規模多機能型居宅介護

身近な地域にある小規模な施設で、「通い」のサービスを中心に、利用者の状態や希望に応じて「訪問」や「泊まり」のサービスを提供します。

介護報酬の単位数（一例）（同一建物に居住する方以外）

要支援1 1月につき——3,438単位 要支援2 1月につき——6,948単位

介護報酬の単位数（一例）（同一建物に居住する方）

要支援1 1月につき——3,098単位 要支援2 1月につき——6,260単位

※初期加算（入居日から起算して30日以内）→30単位/日

※食費、「泊まり」の場合の宿泊費等は別途必要です。

※介護予防小規模多機能型居宅介護を利用する間は、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与以外のサービスは併用できません。
詳しくは、担当のケアマネジャーに相談して下さい。



● 介護予防 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の高齢者が少人数で共同生活をしながら、日常生活上の支援や機能訓練などを受けます。

※「要支援1」の方は利用できません。

介護報酬の単位数（一例）

1日につき—760単位 短期利用（30日以内）の場合／1日につき—788単位

※初期加算（入居日から起算して30日以内）→30単位/日 ※家賃、光熱水費、食費などは別途必要です。

● 介護予防支援（ケアプランの作成）

あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）の職員やケアマネジャーが本人や家族の希望を尊重して、適切な介護予防サービスの利用計画を立てます。

介護報酬の単位数（一例）

438単位/月ですが、自己負担はありません。



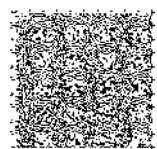
■ 神戸市独自のサービス

● 緊急一時保護サービス

養護者による高齢者虐待により一時的に避難する緊急の必要性があると認められた場合に、原則7日間まで、短期入所により必要な介護を受けます。

サービス費用と利用者負担

介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）と同じ



P4
介護保険の
しくみ

P6
加入者と
保険証

P8
保険料の
しくみ

P13
介護保険による
サービスの利用

P41
介護保険外の
サービス

P42
介護保険サービス
の利用にあたって

P43
相談窓口